

# 環境関連法規制等の動き 2014年8月(2014.6.24～2014.7.22)

## 1. 法令情報

### 1-1-1. 温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う

二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件

＜経済産業・環境省告示第6号＞(3件共2014.7.18公布)

### 1-1-2. 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気

事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を

示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件 　＜経済産業・環境省告示第7号＞

### 1-1-3. 温室効果ガス排出量の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を

公表する件の一部を改正する件 　＜経済産業・環境省告示第8号＞

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により、特定排出者が2013年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる、電気事業者別の実排出係数及び調整後排出係数等が一部追加・改正されました。

2013年度の温室効果ガスの排出量算出に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>

### 1-2. 労働安全衛生法の一部を改正する法律 　＜法律第82号＞(2014.6.25公布、公布後1年以内に施行)

安全データシート(SDS)の交付が義務づけられている640物質について、従来の個別規制のある116物質以外にも、事業者には危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)が義務付けられました。また、規模の大きい工場等で、建設物、機械等の設置・移転等(生産ライン等の新設・変更)を行う場合の事前届出が廃止されました(推定12千件/年)。その他、労働安全面では、電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限対象に追加、ストレスチェック制度、受動喫煙防止対策、外国製品の登録検査は海外立地機関でも可能(従来は国内の検査機関のみ)、等が改正されました。

SDS交付物質を使用する事業者や上記改正に係る事業者に適用されます。

＜参考＞厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000049191.html>

### 1-3. 高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示

＜経済産業省令第155号＞(2014.7.18公布、同日施行)

カーエアコンの冷媒として、フルオロカーボンから温暖化係数の低いフルオロオレフィン1234yfの採用が増えています。現行高圧ガス保安法では、整備等に用いるフルオロカーボン回収装置(含浄化機能、充填機能を有するもの)は、法の適用除外となりますが、フルオロオレフィン1234yf回収装置は都道府県知事への届出や保安距離確保要件があります。今回の改正は、フルオロオレフィン1234yf回収装置が適用除外になる技術基準が定められました。その他、溶解ガスが法的に圧縮ガスと定義されました。

フルオロオレフィン1234yfを使用するカーエアコンを整備する事業者等に適用されます。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595114051&Mode=0>

### 1-4-1. 建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

＜政令第231号＞(2件共2014.6.27公布、2014.7.1施行)

### 1-4-2. 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令 　＜国土交通省令第58号＞

今回の改正は、①圧縮ガス・液化ガスを基準適合設備により貯蔵等する一定の建築物については、用途地域内における貯蔵量等の制限を適用しない、②スプリンクラー設置を設置した部分や防火上支障がない部分の防火上主要な間仕切壁については、準耐火構造でなくてもよい、③階段構造やエレベーター容積制限率、の規制緩和が行われました。

上記に該当する建築をする事業者に適用されます。

〈参考〉国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000485.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000485.html)

#### 1-5. 水循環基本法の施行期日を定める政令 <政令第 224 号> (2014. 6. 25 公布、2014. 7. 1 施行)

現状の水関連法は、水濁法、下水道法、浄化槽法、工業用水法、海洋汚染防止法、水道法、河川法等 7 省庁による規制で複雑でしたが、その具体的規正法の上位となる、水循環基本法の施行日が決まりました。(詳細は 2014. 4 の技術検討会の資料を参考ください。)

全ての国民・事業者に適用されますが、基本法であり具体的規制はありません。

〈参考〉国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/common/000230587.pdf>

#### 1-6. 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 <政令第 227 号> (2014. 6. 25 公布、2014. 7. 1 施行)

改正内容は、①毒物に 2 物質追加、②劇物に 1 物質追加、③毒物指定から 2 物質除外、です。

上記物質を、製造・輸入及び使用する事業所に適用されます。

〈参考〉厚生労働省ホームページ <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti.html>

#### 1-7-1. 平成 9 年 12 月環境庁告示第 87 号 (環境影響評価法第 4 条第 9 項の規定による主務大臣及び

国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第 11 条第 3 項及び第 12 条第 2 項の

規定による主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項) の一部を

改正する件 <環境省告示第 83 号> (2 件共 2014. 6. 27 公布、2014. 9. 1 施行)

#### 1-7-2. 平成 9 年 12 月環境庁告示第 88 号 (環境影響評価法第 48 条第 2 項において準用する

同法第 11 条第 3 項及び第 12 条第 2 項の規定による国土交通大臣が定めるべき

指針に関する基本的事項) の一部を改正する件 <環境省告示第 84 号>

昨年 6 月に公布された 「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」により、環境影響評価法において放射性物質に係る適用除外規定が削除された改正を受け、環境影響評価法の対象に、「一般環境中の放射性物質：放射線の量」が追加されました。

環境影響評価法に該当する大規模事業を実施する事業者に適用されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18284>

#### 1-8-1. 電気事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

<政令第 243 号> (2 件共 2014. 7. 2 公布、2015. 4. 1 施行)

#### 1-8-2. 電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 <政令第 244 号>

電力システム改革第 1 段階「広域的運営推進機関の設立」(含一般電気事業者への託送制度の義務化) の期日政令と関連政令です。(第 2 段階は電気の小売業への参入の全面自由化、第 3 段階は法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化)

電気事業者 (含特定規模電気事業者)、公務員に適用されます。

〈参考〉電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=620114013>

## 2. 一般情報

#### 2-1-1. 平成 26 年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針が定められた件

<経済産業省告示第 145 号> (3 件共 2014. 7. 4 告示)

#### 2-1-2. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 10 項の規定に基づき平成 26 年度予算に

係る特定補助金等を指定した件 <経済産業省告示第 147 号>

#### 2-1-3. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 10 項の規定に基づき平成 26 年度予算に係る

特定補助金等を指定した件 <経済産業・環境省告示第 5 号>

本年度の、題記関連の補助金・助成金の項目が決まりました。

該当事業について申請予定の事業者は、下記情報等を注視ください。

〈参考〉官報 <https://kanpou.npb.go.jp/20140704/20140704g00151/20140704g001510000f.html>

〈参考〉中小企業庁ホームページ [http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gi\\_jut/2009/091016SBIRSpecialSiteOpen.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gi_jut/2009/091016SBIRSpecialSiteOpen.htm)

〈参考〉中小企業庁ホームページ [http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07\\_sbir.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm)

## 2-2. 回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示

〈経済産業省告示第142号〉(2014.6.30公布、2014.6.1適用)

回避可能費用とは、電力会社が再生可能エネルギーを買い取ることにより、本来予定していた発電を取りやめ支出を免れた費用です。今回、北陸電力、中国電力の単価が改訂されました。

本単価を用い、再生可能エネルギー発電促進賦課金が計算され、最終的には電気使用者が負担します。

〈参考〉官報 [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/2014hourei01.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/2014hourei01.pdf)

## 2-3-1. 船舶消防設備規則等の一部を改正する省令

〈国土交通省令第62号〉(2件共2014.7.1公布、同日施行)

## 2-3-2. 船舶の消防設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示 〈国土交通省告示第713号〉

我国が加盟する国際海事機構の安全基準改訂に併せ、船舶消防設備規則が改定されました。自動車運搬船に多く用いられるロールオンロールオフ船の消火装置の強化等の改正が行われました。

船舶を保有・建造する事業者に適用されます。

〈参考〉電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155141010&Mode=0>

## 2-4. 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

〈厚生労働・経済産業・環境省令第1号〉(2014.6.30公布、2014.10.1施行)

化審法では、日本での製造・輸入の実績がない化学物質(新規化学物質)を製造・輸入する場合、国による性状等の事前審査等の規制が課されています。今回の改正は、新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないと確認できる場合は、総量規制に代えて、一事業者あたり一年度に1トン以下の製造・輸入を認め、確認の申出時期が年4回定期から随時にできるように、規制緩和されました。

新規化学物質を製造・輸入する事業者に適用されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18351>

## 2-5. 2012年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の

実施状況等について (2014.7.3環境省)

2001年度を基準として、2010年度から2012年度までの総排出量の平均を8%削減する、題記計画目標に対し、実績では3ヵ年平均で23.2%減少と、目標を達成しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18337>

## 2-6. フロン回収・破壊法に基づく2013年度のフロン類の破壊量の集計結果について

(2014.7.18環境省)

第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)からの破壊量は3,681トン(対前年度比+0.6%)、第二種特定製品(カーエアコン)からは803トン(同△1.2%)でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18426>

## 2-7. 2013年度における家電リサイクル実績について (2014.6.24環境省)

家電リサイクル法に基づき、題記実績が公表されました。国の指定引取場所で引き取られた廃家電4品目は、

1, 273万台（前年度比+13.7%）でした。再商品化については、エアコンで91%（法定基準70%）、ブラウン管式テレビで79%（同55%）、液晶・プラズマテレビで89%（同50%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫で80%（同60%）、電気洗濯機・衣類乾燥機で88%（同65%）と、法定基準を上回る再商品化率が引き続き達成されています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18323>

## 2-8. 2014年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（第2次）（市町村提案型）の事業対象地域の決定について（2014.7.18 環境省）

小型家電回収体制の構築に必要な、国からの支援が行われる地域に、今回35の地域が選ばれました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18429>

## 2-9. 京都議定書目標達成計画の進捗状況について（2014.7.3 環境省）

2008年度から2012年度の京都議定書第一約束期間中の5カ年平均の総排出量は、基準年度比+1.4%、森林等吸収源等を加味して△8.4%となり、目標の基準年比△6%を達成しました。今後の活動は、2013.3.15決定の「当面の地球温暖化対策に関する方針」に基づき、推進されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18353>

## 2-10. 2013年度環境物品等の調達実績の概要について（2014.6.30 環境省）

グリーン購入法、基本方針に基づき、題記が公表されました。実際に調達が行われた160品目中149品目は調達目標を達成しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18358>

## 2-11. 2014年度臭気判定士試験について（2014.7.4 環境省）

題記試験の、受験申請書受付期間は7.7～9.12、試験日は11.8に決まりました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18373>

## 3. 意見募集情報

### 3-1. 「瀬戸内海環境保全基本計画」の変更案に対する意見の募集について（2014.7.10 環境省）

瀬戸内海環境保全特別措置法第3条に基づく基本計画を、12年ぶりに変更する題記案について、環境省では8.8まで意見を募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18133>

## 4. 公募情報

### 4-1. 2013年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（温室効果ガス排出削減による中小事業者等経営強化促進事業）のうち低炭素機器の導入事業に係る公募・説明会開催について（2014.7.22 環境省）

直近年度における二酸化炭素の年間排出量が50トン以上3,000トン未満の中小事業所を対象に、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための低炭素機器の導入を支援するため、題記補助案件を8.19まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18459>

### 4-2. 2014年度環境技術実証事業 ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）における実証対象技術の募集について（2014.7.11 環境省）

建築物に後付けで取り付けることができる外皮技術で、室内冷房負荷低減等により、ヒートアイランド対策

効果が得られる題記事業（除緑化、屋根・屋上用高反射率塗料）について、環境省では2014.8.11まで募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18396>

**4-3. 2014年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業）に係る受診事業所の募集（3次募集）について（2014.6.30環境省）**

先月の2次募集に続き、環境省では、工場や事業場等におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業を支援するため、題記補助案件を7.25まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18329>

以上